

第四十三回国会 衆議院 法務委員會議録 第五号

昭和三十八年二月二十六日(火曜日)

午後零時五十七分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事小島 徹三君 理事林 博君

理事牧野 寛策君 理事井伊 誠一君

理事坂本 泰良君 理事坪野 米男君

上村千一郎君 小川 牛次君

岸本 義廣君 白濱 仁吉君

竹山祐太郎君 千葉 三郎君

馬場 元治君 田中幾三郎君

志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 中垣 國男君

出席政府委員

検事(大臣官房司法事務次長) 津田 實君

法制調査部長

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総局第一課長) 長井 澄君

判事(最高裁判所事務総局人事局局長) 守田 直君

判事(最高裁判所事務総局人事局給与課長) 宮崎 啓一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 石川 義夫君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局給与課長) 小本 貞一君

同日

委員石田有全君及び小松幹君辞任につき、その補欠として久保田鶴松君及び飛鳥田一雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員飛鳥田一雄君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として淡谷悠蔵君及び横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員淡谷悠蔵君及び横路節雄君辞任につき、その補欠として飛鳥田一雄君及び久保田鶴松君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員赤松勇君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として横路節雄君及び石田有全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君及び横路節雄君辞任につき、その補欠として久保田鶴松君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員松本一郎君及び片山哲君辞任につき、その補欠として白濱仁吉君及び田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員白濱仁吉君及び田中幾三郎君辞任につき、その補欠として松本一郎君及び片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十五日

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

商法中改正法律施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

同月二十三日

裁判制度の改善及び裁判力強化に関する請願(加藤謙五郎君紹介)(第一四一六号)

同日

本日の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

同日

給与については、一般職の給与がふえた場合はそれに準じてふやすというところになって、従来をうけつたようになつておつたのでありますが、この内閣委員会における修正というものが、今から二法案に何ら影響しないものかどうか、一言お尋ねしておきます。

○津田政府委員 ただいまお尋ねの点でございますが、裁判官の報酬につきましても、最も低い判事補の十号及び簡易裁判所判事十四号が問題になるわけでございますが、これは一般行政職につきましても行政職一の五等級の二に對應するものでございますので、今回内閣委員会で行なわれます修正は六等級の三号までになつておりますから影響はございません。

なお檢察官につきましても、検事十号につきましても判事補十号と同じでありますので影響はもたらぬでございます。それから副検事の十二号は現在一万九千六百円でございますが、六等級の四号に對應するものでございまして、これも六等級の三号まで今回の修正がなされるわけでございますから、一号のところの影響がないことになつております。

従いまして、裁判官及び檢察官の報酬、俸給については、今回の修正はその對等額と關係ございせんので、影響はございません。

なお、司法修習生の給与につきましても、影響は一部あると思われまますが、この点は最高裁判所の方からお答

え願うのが至当であらうと思ひます。

○守田最高裁判所長官代理者 司法修習生は、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案原案によりますれば、いわゆる二万円になる。今回の内閣委員会の修正によりまして、この二万円に相當する部分が大体百円増しになりますので、百円だけ上げる修正になるわけでございますが、これは従来から裁判官の報酬等に関する法律の附則によつて維持せられております裁判官の報酬等應急措置法に基づく最高裁判所規則で定めるようになつておるわけでありまして、その手当は最高裁判所規則でし得るわけでございますので、本法案とは關係がございません。

○小島委員 それでは今出ておりますこの二法案をそのまま修正なしに通過させましても、内閣委員会において修正があつたにしても、従来例と申しますか、一般職の給与をふやす場合においては、それに準じて裁判官並びに檢察官の給与をふやしていくという法律、並びに大蔵省あるいは最高裁判所、法務省等において了解されておるいわゆる覚書事項と言われるものの原則をくずすものでないかと了解してよろしうございませうか。

○津田政府委員 さようでござい

ます。

○高橋委員長 坪野米男君。

○坪野委員 裁判所にお尋ねします

が、そうすると、今の司法修習生の給与は、最高裁の規則で、もし内閣委員

会

第一類第三号

法務委員會議録第五号

昭和三十八年二月二十六日

第一類第三号

法務委員會議録第五号

昭和三十八年二月二十六日

第一類第三号

法務委員會議録第五号

昭和三十八年二月二十六日

第一類第三号

法務委員會議録第五号

昭和三十八年二月二十六日

第一類第三号

法務委員會議録第五号

昭和三十八年二月二十六日

第一類第三号

法務委員會議録第五号

昭和三十八年二月二十六日

第一類第三号

法務委員會議録第五号

昭和三十八年二月二十六日

第一類第三号

法務委員會議録第五号

昭和三十八年二月二十六日

第一類第三号

法務委員會議録第五号

要がある、そういう点からも労働過重の緩和をはかることができる。こういうことを考えまして、機械購入費等の予算を計上いたしまして御審議を願うことになっておるわけでありませう。

○志賀(義)委員 ここに法務省の職員給料袋がきておるのですが、最近はまだ裁判所の職員の方から給料袋をいただきました。そしてその給料袋に添えて、こういうことが書かれております。「裁判官を除く我々裁判所職員の生活は全く耐えがたいものになっており、裁判官を除くといつても、私は裁判官の待遇が十分だとは言いませんし、そのことはこれまで指摘した点でありますから明らかであります。『全が、続いてこう訴えております。『全く耐えがたいものになっており、安心して仕事に打ち込めるにはほど遠い状態にあります。それが証拠に書記官など採用しようとしても全く応募者がいないことが、この間の事情をよく物語っております。』と書いてありますが、事実この給料袋を見ますと、共済組合貸付金というのを毎月借りておるのです。これは東京地方裁判所の職員です。それを差し引くと、毎月のことですから、また足りなくなるからまた借りる、だんだん多くなつていくということになる。たとへばここには二十八才の人で、七等級四号、一万六千八百四十八円で、手取りが一万八百五十四円、つまり共済組合貸付金九千四百六十二円を借りておるからそういうことになる。交通費と家賃を払いますと、手取りが五千九百五十四円、扶養家族二人、これで一体裁判所の職員が生活できると思いますか。こういう点で裁判所の方ももう少ししっかりならなさい

と、これで頭がこんなんになって、妙な判決でも次々に出されたり、検察庁では、岸信介君に返すべき証拠品を荒巻退助君の方に全部返してしまつて、大失態でございまして、こういう状態だからそんなことになるのです。そういう点の改善について御努力なさるつもりかどうか、それもあわせて伺つておきまして、私の質問を終わることいたします。

○守田最高裁判所長官代理者 裁判所の職員も、裁判官以外の職員の俸給は一般職の職員の給与に關する法律が適用されておまして、それより下回つておるといふようなことは全然ないわけでございます。もう少し詳しく申し上げますならば、本年一月現在で見ますと、行政職一表の適用のある者の平均俸給額は、一般職は二万二千五百十九円でございます。裁判所職員は二万二千四百十二円になっておりまして、一般職に比べますと、百七円ほど少なくなつておりますけれども、年令から申しますと、裁判所職員の方が〇・八年ほど若くなつております。これを換算いたしますと、決して低くなつておりません。そういう關係でございまして、これは裁判所の職員が特に低いわけではございませんで、全体としての低さの問題と思われませう。

それからなお、先ほど書記官になりたがないうこととございまして、けれども、裁判所書記官は、いわゆる一六〇の調整もございまして、欠員がほとんどございせんので、最近にはほとんど書記官の採用試験をいたしておりません。そういう關係で、先ほどお読みになりました文書は必ずしも現実の事態に合つていないと考へます。

○志賀(義)委員 立川のアメリカ軍のキャンプで殺された日本人がおりますね。あのことに付いて、実情はどういうことになっているか、何か法務省の方から報告を受けて下さるようにお願ひしておきます。

○高橋委員長 志賀さんの御要請については、よく協議しまして、善処したいと思ひます。

他に質疑もないようですから、これにて両案に対する質疑は終了いたしました。と存じます。が、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑は終局いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。坪野米男君。

○坪野委員 私は、社会党を代表いたしまして、両法案に対して反対の立場から討論をいたしたいと思ひます。人事院が民間給与との格差の是正という立場から勧告を出しました。その勧告を尊重して政府が立法措置を講ずべきが当然でございませう。人事院勧告が必ずしも裁判官、検察官の給与の改定として満足すべきものでないといふことは、社会党が従来から主張して参つたところでございませうが、少なくとも人事院勧告通りの実施をすべきであるにかかわらず、実施時期を十月一日にずらして実施をしようとする本法案に対しては、われわれ社会党として

は反対であると言わざるを得ないのであります。よつて、両法案を否決すべきものと考へます。

○高橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案について採決をいたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立多数。よつて、両案はいずれも原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま可決されました両案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

〔参照〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)に關する報告書
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十八年三月二日印刷

昭和三十八年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局